

第 1 回座間味村議会定例会

第 2 日 目

3 月 11 日

平成21年第1回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成21年3月10日			
招 集 場 所	座間味村議会議場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 議	平成21年3月11日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	平成21年3月11日 午後2時45分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	宮 里 祐 司
	2 番	中 村 秀 克	7 番	宮 里 清 之 助
	3 番	金 城 善 昇	8 番	金 城 勝 英
	5 番	金 城 英 雄	9 番	宮 平 秀 保
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	8 番	金 城 勝 英	1 番	宮 里 順 之
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 平 優	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	仲 村 三 雄	環 境 衛 生 課 長	金 城 英 隆
	教 育 長	仲 地 勇	会 計 課 長	野 崎 康
	総務・企画課長	垣 花 健	船 舶 課 長	宮 村 英 美
	税 政 課 長	垣 花 健	教 育 課 長	宮 城 武
	住 民 課 長	宮 平 真 由 美	政 策 調 整 監	幸 地 東
	産 業 振 興 課 長	金 城 英 幸		

平成21年第1回座間味村議会定例会議事日程（第2号）

（平成21年3月11日午前10時00分開議）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		一般質問
2		提出議案説明（議案第7号～議案第10号）
3	議 案 第 7 号	座間味村職員の勤務時間に関する条例の一部改正について
4	議 案 第 8 号	座間味村職員定数条例の一部改正について
5	議 案 第 9 号	座間味村副村長定数条例の制定について
6	議 案 第 1 0 号	辺地に係る総合計画について
7	同 意 第 1 号	座間味村教育委員の同意について
8	同 意 第 2 号	座間味村教育委員の同意について
9	諮 問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について

○ 議長（宮平秀保）

これから本日の議会を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問を行います。

通告順に行います。5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

5番、一般質問を行います。まず第1点目、副村長定数条例について伺います。村は多額の負債を抱え、財政難で副村長を置かない条例を平成19年3月定例会において制定されたが、2年目で副村長定数条例が議案に上がっているが、なぜ今、副村長が必要なのか伺います。村長お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

ただいま金城英雄議員の副村長定数条例に対する答弁をさせていただきますけれども、副村長につきましては、いわゆる沖縄県県庁との人事交流により、職員を2年間派遣していただいております。そのときに派遣されることが決まったことから、組織を統轄する職員として、また村長の補佐的な職務として政策調整監を置くこととしました。そのことで、副村長のかわりに私を補佐してくれるということでありましたので、これまで副村長を置いておりませんでした。しかしながら、平成19年3月の定例議会においても、県職員の派遣期間が終わる2年後には副村長を設置するための条例を提案することを皆さんにも御説明を申し上げていたところであります。それで今年、3月をもってお隣にいらっしゃる調整監ですけれども、いわゆる派遣期間というんでしょうか、それが切れて戻ることになります。そういったようなことで、本条例を今議会で提出させたところであります。こういったようなことで、私はこう考えております。非常に地方分権やいろいろなことで、村政というのは非常に複雑、多岐にわたっておりますので、その補佐をしてくれる副村長。これは絶対に必要だと考えておまして。どうしてもこの条例で今の考え方を整理していく必要があるだろうと思っております。その条例を提案しておりますのは、私の任期が5月31日まででありますので、その間は今の置かない条例をそのまま継続しまして、6月1日から条例の施行をしていこうということで、考え方としましては、次の村長が決まって、その副村長を速やかに置けるような形をつくるという考え方でありませぬ。こういうことで、ひとつ条例制定につきましては御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

平成19年に置かない条例を制定したのは、調整監が来るので、その間置かなかったということになるわけですか。それは村長、ちょっと私の考えとしましては調整監が来ても来なくても、その条例は制定しておいてもよかったのではないかとと思うんです。2年間だけ置かない条例をして、なぜ今ごろから急にそれが必要かというのが私は不思議でたまらないんです。さっき村長は5月まで任期があると、6月1日から副村長を置く条例が可決した場合は、実施するというをおっしゃいましたが、その後、あなたが村長をしななければ、次の村長がこれを置いて、また新しく立った村長の後継者として育てるという意味なんですか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

今の御質問でございますけれども、2つあるかと思えます。後継者の問題ということのようではございますけれども、調整監が来たから置かなかつたと先ほど答弁いたしましたけれども、この副村長の設置条例は、地方自治法第161条、これは必置規定なんです。条例があると副村長を置かないといけないということでございます。それで私としては、県の支援もいただいて、調整監で要するに副村長にかわるような業務をしていただくということですので、副村長条例がそのまま制定されていますと、副村長を置かないといけないということになります。そういうことで調整監の給与も私たち村で払っておりますので、更に副村長もとなりますと、副村長を2人置いたような格好になりますので、そういった意味合いで経費節減といえましょうか、そういったようなことから調整監で代行していただくということによってやってまいりました。それで私はそういう形でやってきておりますので、任期中、あと一月以上ですね、4月1日からですから。約2カ月になりますか。その間、私とその調整監がいなくても頑張れば、何とかできるということになりますので、次の村長。6月1日から就任する村長には、やはり危機管理とかそういった面からも、どうしても必要なポストだと思えますので、それを復活するというところでお願いしているところでございます。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

自治法第161条の2項ですか、それを置かなくてもいいともありますよね、村長。置かなくてもいいのではない、置く条例だけ。私の見間違いですか。村長、いまさっき調整監が来て、置く条例をつくっていたら調整監が来て、副村長も置いて2人ということになりますのでというお話ですが、副村長を置く条例をつくって置いておけば、調整監は必要なかったわけですか。違いますか。だからそれを置かないで、ぜひとも県からそういった事務に優れたレベルのある方を持ってこなければいけなかったということですよ、村長の考えは。そうですね。これはよろしいんですが、村長…。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

いま調整監が来られて、副村長を置かなかつたということになっておりますけれども、私としては3期12年一生懸命やってきたことは、職員の資質向上ということでの研修というものを、うんとやってきたつもりであります。そういう中でどうしても、この12年の間のひとつの総仕上げとして、決してやめるという意味ではないんですけれども、総仕上げとしてこの人材育成の形をつくりたいということで、特に研修といいますと村の外に出して、あるいはどこかの研修所に送ってというのが多いですけれども、なかなかそういう機会がつかれないものですから、内部での、いわゆる職場内研修ということ強化するために、県にもお願いをして調整監を派遣していただいたところでございます。そういった意味合いでは、副村長をそのために置かなかつたという結果にはなっているんですけれども、形としては私が目指す一つの人材育成というものの総仕上げをやったという考え方があります。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

そうしますと、役場内でいろいろ職員に対する研修なりはやったということなんですね。ではこの効果が目に見えてあらわれていますか、村長。どのようなところが変わったということになりますか、これを議員の皆さん方にも聞かせてほしいんですが。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

人材育成というのは、家をつくるようなものではないと思うんです。この調整監が2年間、一生懸命やられたことは、これは確実に後で職員が変わってくると思います。今は、この人がこう変わった、ああ変わったという話はできませんが、恐らく私としては総体的に非常に起案の仕方から、あるいは折衝の仕方から、私はかなりの効果があったと見ております。これを私がこうだ、ああだと言うのは、何と言いましょうか、ドゥーフミー、自画自賛になりますので、ぜひ今後、この2年間の効果を皆さんで、ひとつ見守っていただきたいというふうにお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

見守ってほしいといっても、我々の目には届いていませんので、どこが効果があったかはわかりませんが、そうしますと、かなり職員の皆さんもそういった面においては非常に勉強になったと信じてよろしいですか。そうすると今後、この職員内から副村長とかそういったものを持ってきても、使えるように人材が育成されたということで考えてよろしいでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

私もよそから来てと言うんでしょうか、もともと役場職員ではありません。そういう中で、12年間にまず目指したのは、今議員からのお話もありましたように、できるだけ内部で人材を育てて、島を引っ張っていく人が大事だと私は思いました。そういう意味合いで、12年間一生懸命やった仕事は、いわゆる資質の向上です、職員の。これが一番の仕事でした。いろいろなことをやってきましたけれども、それを確認しながら今までやってきておりますので、先ほど議員から話がありました、今後は内部から副村長が出るんですかということにつきましては、私は十分そういう人材は育ててきていると確信しているところであります。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

村長が太鼓判を押して答弁をなさっていますので、それはそのように信じて、期待しておきます。それでは1点目を終わります。

2点目に、21・ざまみについて伺います。平成20年3月議会においても、21・ざまみについて質問したが、セクターが設立して11年目になるが赤字が続いたままである。村長の任期も残すところ2カ月となっているが、村長は私の質問に対して、責任をとると答えたことを、どのように考えているか伺います。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

ただいまの株式会社21・ざまみについての御質問ですけれども、私としては設立のときに、やはり島おこしの企業ということで皆さんにお願いして設立したわけでございます。しかしながら、これまで皆さん経営人は初代の社長から、一生懸命頑張ってきたんですけれども、経営としては必ずしもうまくいっていない。非常に厳しい状況にあることは皆さんも御承知のとおりです。そういったような中で、もう11年目になりますけれども、ひとつ足りなかったことというんでしょうか、経営人も一生懸命やってきたんですけれども、

経営ということではお互い素人であったために、どこにどうすればいいかというのは必ずしも確実な考え方を据えることができませんでした。そういうことで、今回1月からですけれども、産業振興公社の支援によりまして、経営アドバイザーを今呼んできております。その中でいろいろと指導していただきながら、今進めているところですが、今期はどれぐらいの黒字になるかわからないんですけれども、かなりバランスしたところまで来るという見込みを今しているところでございます。そういったようなことで、先ほど責任を持つと、責任をとるという言葉とは少し違うと思うんですけれども、当然のことながら、これを設立して確実に経営がうまくいくようにするには、その経営責任というものを経営者に私が要求するのは当然のことです。そういったことで先ほどの経営アドバイザーにつきましても導入しておりますし、それも責任の一端を担うという中身というふうに、私も一生懸命やっているところですので、ぜひこの状況、特に100年に一度といわれるような経済危機の中で、雇用というものが非常に大事な意味合いを帯びている中ですので、その雇用という面をうんと前面に出しながら、その企業を育てていくというのが大事ではないかと私は思っておりますので、今後ともひとつ御理解いただいて、御支援をお願いしたいと。逆にお願いすることになるんですけれども、お願いしたいということでございます。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

再三質問に出しているのはですね、村長。設立2カ年目にして赤字が出たものだから、もしもこの赤字が続いて、万一のことがあった場合は村長は責任をとるかといったら、「はい、とります」とおっしゃいましたね。しかしその「とる」と言ったことに対して、先ほどの村長の答弁は、「経営責任をとる」と言ったことであってという、これはもちろんのこととおっしゃいますが、もちろんそれは設立した長としてはもちろんのことだと思いますが、村長は私に「自分の財産を売ってまで、この責任をとる」とおっしゃいましたよね、覚えていらっしゃいますか。覚えていない。議会の皆さんはみんな覚えているとおっしゃっていますよ。そういうことまで言ったものだから、私は再三質問するんですが、しかし村長、これは何十年たっても私は完全に黒字になって運営するということはできないと思います。私としては、そういったら失礼かもしれませんが、あなたの考え方に対して失礼になるかもしれませんが、ですからあなたが言う、100年に一度の不景気、世の中の不景気ということに対しまして、雇用というのは第一だというのは誰も考えているんですよ。思いますよ。しかし、この100年に一度という厳しい世の中が続く中で、果たしてどのようにして今後、経営して黒字にするかということは、私などが考えると非常に考えられないところなんですよ、村長。だってここに新しい仕事が見えれば、はい、こういうことを動き出して事業をしていますということがはっきり見えてくれば、もちろんだということですが、でも、これは村からの援助、いろんなところから援助がなければ、やっていけないわけですね。村長。村からもちょっとぐらい補助が出ていますよね。一切今年はない。まだ私は予算書をまだ完全に目を通していませんが、ではそうしますと余計大変なんですよね。村からの補助も何もなくて、独自で運営していけるかどうかですね。そこら辺がまた余計心配になるわけですよ。その面をですね、村長、もう一度真剣に考えて、21・ざまみの株を持った方、21・ざまみの株主がいますよね、そういう方々の考え方はどのように総会においては答弁されているのか、それもありますか。お聞かせください。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

この経営ということについて私がとやかく言うことはできないと思いますけれども、ただ、大株主として

の村、第三セクターということでお話し申し上げます。先ほど御説明いたしましたように、この企業は毎年度、要するに株主総会というのを持って、次の方策はこうしますということで株主からはかなり少ない村が51%持っているわけですから、数としては少ないんですけども、その方針に乗って、では次もやりましょうということで経営してきておりますから、今おっしゃることは毎年度株主総会で整理されております。ですから今会社が存続しているわけです。どうしても株主としてこれはもうやめなければならないということであるならば、これはまた議会に諮って、何と言うんでしょうか、会社を閉めるということもひとつ検討しなければいけないんですけども、先ほど申しましたように、努力して非常にいい形になってきておりますので、もう少し見守って、やはり雇用を生む島の企業として、ひとつ育てていただきたいと思っております。それで先ほどの、これはぜひ皆さんに知ってもらいたいんですけども、21・ざまみに対しては村からは何の支援もしていません。株を持っているだけであって、経営は当初から私が初代の社長にもお話をしてお願いをしたことは、村は一銭も金を入れないですよ、自力でやってください。ということで、しかしその中には役場からの委託事業というものをできるだけ皆さんにやってもらうような形で、その委託事業をこなす中で会社の経営をしてくださいということでやってきておまして、今のところ村からはこの会社に対しては一銭も支援をしておりません。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

村長、私が言っているのはこの委託料のことなども、それも含めて言っているんですよ。この委託も21・ざまみにさせなければ、これもないわけですね。21・ざまみは。収入がないわけですよ。そうですね。それなども私は含めて言っているわけですよ。村からの補助としての名目そのものは出ていないんですけども、委託料があるわけですよ、村長。そういうところを言っているわけです。それとですね村長、村長は私が6月に交代する人がいたら、いまさっき1点目の質問について、次の村長が出たらという話もしていましたが、もしですね村長、村長が出ないということでしたら、出る出ないは私は言いませんよ、しなさいということとは言いません。もしものことがあって村長がやめるということになった場合は、この赤字は次の村長が考えていかなければいけないわけですよ。そのときには村長、すまないことをしたなと思うことも出てくるわけですよ。村長、その点もよく考えて赤字を、以前から私が言っているのはそうですよ。毎年その赤字を縮めていかないと、次の村長の後継者に、いわば若い担い手のほうに負担をかけて、迷惑をかけていくのではないかとということで、私は再三、だれよりも多く私はその件については村長に答弁を求めているわけですが、そういうところを考えて言っているわけですよ、村長。あと来年ぐらいいまでに赤字が幾らぐらいに減って、大丈夫ということまでいけるかどうかですね、村長。私としては何千万円という赤字は一遍には縮めきれないと思うんですが、どのようにお考えですか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

先ほどから責任をとるとかという話がある中で、少し勘違いしておられるところが、大変言葉としては余り適切ではないかもしれませんが、この会社は座間味村の会社なんです。仲村三雄の会社ではありません。座間味村長がつくった会社でございまして、私が村長をしていなくても、この会社は継続しなければいけないと思います。ですから先ほど来、お話し申し上げているように、どうしたらこの企業がうまくいくかということをおもひながら考えることであって、議員の賛成のもとにこの会社は設立されているわけですから、あのとき反対したからではないですよ。私はあれは反対でしたという話もよくあつたりするんですけども、そ

れは関係ないです。できたときには、もうできたようにどうしていくかというのが大事なことでして、私から議員にお願いしたいのは、やはりこれは座間味村の企業なんです。どうしたらこの企業がうまくいくかというのをみんなが考える必要があると思います。そういった意味合いでは、ぜひ先ほども説明しましたけれども、今期11期ですか、今のところ分析しており、かなりバランスがとれてきている。では借金をどうして返すかということですが、損益計算書を御覧になればわかると思いますけれども、毎年600万円という借金を返しています。黒字になれば、積み重ならないですから毎年600万円減ります。10年では減るはずですよ。とんとんでいっておけば。これが黒字が出るようでしたら先に返すことになると思うんですけども、バランスしていけば借金を600万円毎年返しながらか、バランスしているということは、確実に借金を返しているわけですから。そういったことで、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

理解はしていますよ、村長。村長、この間の12月定例会におきまして、その件を私は質問に出しましたよね、そのときに万一の場合にはこの金は、この会社は赤字を抱えているような会社を閉めるとなると、この赤字はどうしますかと言ったら、村長はこれはもちろん村が払いますとおっしゃいましたよね。議員の中でもこれはもちろん村が払うべきだという議員がいました。村長、そういう安易な物の考え方で、こういった大きな事業にかかっていって、最後になったらそのようになりますよ。まさに親方日の丸という気持ちでもって、この事業を続けていって、今後、この村はどうなりますか。皆さん考えてみてください。これは村民の税金なんです。一銭たりとも村民から、こういったものに対して出してくれという、直接徴収はしないはずですよ、交付税から払うわけですよ。だから私たちは自分たちが議員をしているうちに、責任があるから村長同様に「はい」とこれを認めた我々議員、責任があるからそれだけ村長に対して強行になっているわけですよ、村長。その点もよく考えて今後かかってください。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

次、3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

では一般質問をいたします。最初に水道事業についてですが、最近ずっと制限給水が続いておりますが、幸いに阿嘉・慶留間のほうは、この議会の前日に結構雨が降りまして、制限給水もなくなっておりますが、座間味のほう相変わらずダムが40%を切っている状況でありますし、きのうから雨も上がっておりますので、阿嘉のほうはあと二、三カ月はこのままの状態でもつと思いますけれども、ここ座間味に降雨が1カ月、2カ月ない場合、どのような緊急対策をとるのか、その辺をお答え願います。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

金城善昇議員の今後の水道事業について。質問の要旨は降雨量が少なく、断水が8年も続いているが、今後はどのような対策を考えているのか伺いますという質問にお答えいたします。御質問の制限給水については沖縄地方の小雨傾向の影響を受け、平成20年度の9月に続き2月10日より夜間12時間の制限給水を実施したところであります。そのような中、阿嘉・慶留間地区においては3月3日からの連続降雨、降雨量が130ミリでありましたけれども、貯水量が一定量に達したため解除を行いました。座間味地区においては、貯水量が伸びないことから、制限給水を継続して実施しています。座間味地区での当面の対策としては、那覇市へ応援給水要請を行い、機材等の体制を整えたところであります。将来的には海水淡水化の実施に向

けた検討を行っております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、課長の答えの中で海水淡水化事業を行う予定であるというお答えがありましたけれども、これは委員会設立を一昨年にやったはずなんです、その委員会でどういう話し合いをされて、どういう方向にしているのか、私たち議会に1回も報告がないので、どのようになっているのか、その辺をお聞かせ願えますか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

先ほど答弁した中で、海水淡水化の実施に向けた検討を行っておりますということで、今検討の段階です。委員会なんですけれども、水道事業に関しましては現在、事業評価委員会とあと湧水対策委員会というのがあります。これは湧水に向けてのいろんな施策等、ビジョンですね。これをどう行っていくか、それとあと今、阿真のほうでウフガワラからの原水を取水して座間味まで送る工事をしておりますけれども、この事業の評価等が必要になってきますので、変更認可も伴いますけれども、そういうような事務処理を行うためにこの2つの委員会を置いております。その中で海淡の検討をしましたけれども、座間味地区で意見交換を住民とも行いました。海淡については住民の理解が得られないということで、事業評価変更認可の中からは外してあります。たしか変更認可の議決を平成19年12月議会で提案して議決をいただきましたけれども、その中には検討中ということで認可の中には含まれておりません。

その後、湧水の時期がまたありまして、さらにこれは委員会が今年の11月22日まで任期がありますので、再度、平成21年度の予算にビジョンの予算を計上してありますけれども、議決をいただきましたら今のこの委員会にするか、新たな委員会をつくるか、これはまだはっきりしておりませんが、今村において湧水が続いているということは、淡水面積が、水をためる容器が少ないわけです。もちろん降雨量も1,000ミリという大きな降雨量の減にはなっているんですけれども、淡水化も含めてビジョンの中で検討していきたいと考えております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

先ほど課長から提出していただいた資料、平成19年度から本年3月までの降雨量。これはどう見ても毎年下がってきているんです。きのうも現場視察をさせていただきましたけれども、大川堰であったりとか、その他の面でまた堰をつくる。また阿嘉島でも堰をつくる予定ということでもありますけれども、いろんな手で、どんどん堰をふやしてきているんですけれども、肝心の雨が降らないですね。だから器はあるんだけど、そこに入れるものがないと。これは毎年毎年やってきて8年間続いているわけですよ。応援給水も含めてですね、また自衛隊車両ですか、淡水化施設やったことがありましたよね。それでも結局我が村といえますか、座間味村は有効な対策を今まで打っていないという状況なんです。ちょっとずつお金をかけて堰をつくったけれども、浅井戸から引っ張ってきたけれども、雨が降らなければ沖縄本島から運ぶということ以外は、できていないわけですよ。ですから海水淡水化の話もありましたけれども、座間味のほうで住民の同意が得られないという話がありました。私たちは今6村の議員研修会が粟国村であったときに、その施設を見学いたしまして、その後にもたもう1回同じ日にですけども、その建設課の課長にいろいろ

聞きましてですね、やはり淡水化するという事は、かなりのコストアップにつながると。あと淡水化した後の水はただ捨てているだけですよということだったんですよ。だからつくるのにも金はかかる、さらにランニングコストがかかると。だから水道料金がかかなり上がりますよという話を聞いてきたんです。それで私たちも参加した議員の中では、やはりこれをそのまま淡水してはまずいだろうなど。将来に向けて水は必要だけれども、それだけではどうにもならないという話で、私たちは検討していたんですけども、昨年12月15日、議会の全員で久米島の、あれは県の施設なんですけど、淡水化、水道水の施設を見にいってきました。向こうでいろんな工場であったり、海ぶどうの施設であったりとか、いろいろ見てきたんですけど、向こうの海洋深層水があることによって、そこで生まれている企業が結構ありまして、180名ほどの雇用も生んでいると。年間売上げが16億円あるということがあるわけですよ。だからそういうものも含めてですね、あるいは200メートル以上あれば海洋深層水ということで、オーケーだということでもありますので、どのぐらい費用がかかるかわかりませんが、それを検討してやる必要があるのではないかと。将来にわたれば、施設の例えばランニングコストはそういう産業によって生まれた収入によって補えるのではないかと思うわけです。単なる淡水化である場合にはランニングコストがかかるだけ。でも海洋深層水をやった場合には、それを補う分の産業が生まれますよということもありまして、また非常に問題になっております溶融炉施設、あれもかなりの水を使いますので、水がなければあれも動かないという悪循環がありますので、絶対に検討する必要があると思うんですよ。はっきり言いまして私たち議会は、どうせ同じならそういう方向がいいだろうという方向に達しております。だから課のほうでも、行政のほうでもそういう検討をさせていただきます。前向きに議会も考えておりますので、ちょっとずつお金をたくさん、あちこちに毎年毎年ばらまいて効力がないのであれば、大変ではありますけれども、これは県や国にお願いして、なんとかライフラインですから、生活のために水を確保するためのものですから、その辺を例えば公債比率が足りないからできませんかったら、支払期間を何年か先に延ばしてもらってやるとか、いろんな方法があると思うんですよ。これは皆さん行政の交渉力だと思うんですけども。その辺を考えてですね、皆さんの努力を認めないわけではないんですけども、これはその場しのぎをやっているようにしか私は思えないので、将来、皆さんが退職されて後も形が残っているというふうに、形をつくってくださいよ。どうですか課長、村長。そういうふうに前向きな検討ができるかどうか、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

いろいろ御視察などをされてですね、そういう御提言をいただくというのは非常にありがたいです。またぜひ前向きにいろいろと検討すべきだと思っております。淡水化につきまして、先ほど担当課長からお答えしたとおりですけども、あれは平成19年でしたか、12月に認可の見直しをして、そのときには本当は淡水化も入れようということで、そのときに検討していたんですけども、どうしても当初、我々としては座間味島だけで淡水化を考えればいいじゃないかというのを持っておりました。なぜならば、こういうきのう一昨日もそうですけれども、雨が降りますとどうしても阿嘉・慶留間につきましては、取水域が広いものですから、結構水がたまりやすいということで、いらぬのではないのかなと思っておりましたけれども、これはしかし今の状況では、本当に雨が半分以下になっているわけですから、これを座間味だけで考えることは大変だということに今達しております。それで検討してもらっていることは、いわゆる可搬式。どこにでも持っていけるような、船に乗せて、つくれる余り大きい物ではなくて、せいぜい50トンぐらいでしょうか、1日水をつくる量が。そういったものをひとつ検討してみたらということで、今あちこちからいろんな資料を集めているところです。そういったことで、きのうの施政方針でも述べましたけれども、今年

は水道ビジョン、水道ビジョンを今年つくるということで、それともう一つは、淡水化を入れるにもですね、一つの水源の認可なんです、県の。そういったことも含めて、ぜひ長期的に淡水化というのを考えていくと思っております。

それと、これは少し触れていいかどうか知りませんが、今淡水化が我が村で、いわゆる水の確保ということで考えてなかったわけではなくて、先ほど深層水から派生してくる事業という話があったんですけども、実は今裁判になっているんですけども、あの溶融炉の熱を利用して淡水化をしよう。それと塩までつくりたいという計画であの釜を入れてきて、それで足りない燃料についてはタイヤを燃やしていこうということでやってきたんですけども、その考え方が今挫折しておりますので、将来的にはあの釜はまだ使えますので、そういったようなことも考えられるのかなと思います。ですから深層水から派生してくるいろんな事業、あるいはこの島で淡水化をすることによっていろんなものが出てくるというものはうまく使って、いわゆる水の製造コスト、増水コストというのを下げる工夫をしていくのが大事ではないかなと。そういうことで先ほどの御提言、しかと受け止めてですね、いろいろと前向きに検討させていただきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

前向きに将来安定した水の供給ができるようにですね、これからも頑張っていっていただきたいと思えます。

次に2番、阿真のグラウンドについてということで、質問要旨の中に阿真のキャンプ場にある、あのグラウンドですね、西側にあるグラウンドの使用状況及び今後利用計画がどのようになっているのか、ちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの質問、阿真グラウンドの計画についてお答えいたします。御質問の阿真キャンプ場のグラウンドについては、以前は村民及びキャンプ場の利用者のスポーツなどの活動の場として利用されてきました。近年、村民のスポーツ活動の場が座間味の港湾内の緑地公園へ移ったことから、グラウンドの利用は休止のような状態にあります。今後の利用については、地域の方や隣接する児童生徒交流施設があります。そのいわゆる管理者、そしてまた最近設立、立ち上げた阿真地区の事業者連絡協議会があります。そういう団体と相談して、その活用を検討していきたいと考えています。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これから阿真地区のほうの人たちと話し合いをされていくということでもありますけれども、このグラウンドの活用方法についてですね、これは住民課長にお聞きしたいんですが、きのう阿真の視察を終えて帰るときにグラウンドでちょうどグラウンドゴルフをやっておられる方がありまして、多分老人クラブだと思うんですが、非常にいいことだと。健康づくりにもいいことだということで私感じました。実際には阿嘉島は橋の下の公園の中でパークゴルフという形で、ちょっと大きいようなところで18ホールもつくって、やっているんですが、実は、2月19日に私も議員研修会が浦添でありましたけれども、その後久米島の議員さんたちと国頭村のほうのパークゴルフ場というのを見てきたんです。一泊して向こうの村長と調整監、あとスポーツ振興協議会の会長さんであったりとか、当時の村長で11年前にこれをつくられた理事長さんな

どからいろいろ話を聞いてきたんですが、年寄りが今までは60過ぎてで伴侶を亡くされた方とか、1人になるとなかなか人前に出てこない。でもこれをやるようになって、その地区から全部の人が集まってきて、今は閉じこもりがいなくなった。非常に健康になって、病院にかかるお金が非常に少なくなってきた。あと、どういうことが起きたかといったら、学校ですね、子供たちと一緒に、老人クラブと子供会が一緒になってこれをやると。だからコミュニケーションが非常にとれてきている。村外の人が年間3万人が、わざわざこのパークゴルフをしに来るということでありました。地元の人でありますと300円とか400円。道具を持っている人はもっと安いとかですね。非常に生き生きしているわけです。逆に言えば、阿嘉はあんなに小さいんだけどもやると。せっかく借り上げたグラウンドがあるのに、何でそこをそういうものに生かしていけないのか。まだこの緑地公園の中にも小さいところはありますよね。かつてゲートボールをやっていたとか言っていますけれども、あの状態ではゲートボールなんてできませんから、逆にそういうものを盛上土をつくったりとかして管理をすれば、常設してあれば、いつでもだれでもできるわけです。冬にお客さんが観光に来て、陸上で何にもないと。きのう施政方針演説の中にもありました。陸上で何にもないわけですよ。いわゆる酒を飲むだけです、来島しても。きょう海が荒れているから、陸上で何かしようやとなっても何もできないわけですよ。だからそういう部分も頭に入れておいて、住民課のほうで何かの形でそれを健康増進という、要するに予防医学ということですね、そういうものがないか。それが何千万円もかかる設備ではないですから、そういうものができないかどうか。住民課のほうで、今後の方針として検討していただくことができないかどうか、ちょっとお答え願えますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの金城善昇議員の質問についてお答えいたします。国頭のほうは今善昇議員がおっしゃいましたように、閉じこもり予防に力を大変入れております。この理由といたしましては、国頭村は家屋が点在していて、閉じこもって高齢者の方がなかなか外に出てきてくれない、そしてまた予防事業に力が入りにくいということで、かなりの予算と労力を割いてですね、閉じこもり予防をしていると聞いております。また、パークランドゴルフが盛んなようなんですけれども、大きなところにおきましては、家畜改良センターのふれあい広場の補助金を使い、また総合公園の整備ということで、地域再生の補助金を使いながら整備を進めていったところだと聞いております。それ以外のパークランドゴルフの会場におきましては、村持ち出しという形で整備したようでございます。今後、住民課におきましても他の老人クラブの申し込みがあったときにパークランドゴルフやグラウンドゴルフで交流ができるような形、また子供たちとのふれあいができるように常設ができるように検討してまいりたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

住民課または産業振興課ですね。こうやって横の連携をとりながらですね、前向きに。それで、いろんな交流がありますと、いろんな話題も出てきて、お互いがつながりができますので、もっと前向きな村づくりといえますか、いろんな行政に対する関心も高まってきますし、取り入れやすくなりますので、その辺も考えていただいて、前向きに検討していただきますようお願いいたします。

次に3番目です、ふるさと納税の件ですが、広告の方法の状況や使用方法等について伺いますということで、通告書を出しているんですが、先ほど皆さんの方にも集計表といえますか、沖縄県内の集計表が行っていると思うんです。一番上のほうなんです、10月から開始して、現在130万7,380円、39件と

いうことで報告いただいております。点数からすれば3番目ですかね。点数で言えば。寄附件数にすれば。金額は10位ぐらいになっておりますが。10月から始めて12月までは件数も多いし、金額もかなり入っているんですけども。1月から2月に関してはゼロですね。私は12月に今の申し込みとか、寄附金のできる状況が限られ過ぎていて、郵貯銀行だとかというふうに簡単にできる方法がどうなっていますかということをお話し申し上げたんですが、例えばダイビングショップに泊まる、民宿に泊まる、そういう人たちがでも気軽にぱっとできるという状況にしたらどうかという話を私、申し上げたんですが、検討しますという話でしたけれども、その後、どうなりましたか教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長（垣花 健）

お答えいたします。ふるさと納税の広報の状況、先ほど資料をお上げしましたのでそのとおりなんですけれども、確かに年が明けまして件数4件ということで、大分減っております。原因として考えられるのは、12月までの納税が次年度の控除になるということで、年の初めはどうしても件数が減ってしまうのかなと思うんですけども、その辺はこれから分析をして、さらに手を緩めることなく広報活動、PRをしていきたいと思っております。

それから先ほどの、もっと寄附がしやすい方法をとということでもありますけれども、今、税政課のほうで取り組んではいるんですが、なかなかいいアイデアが今はちょっと出ておりません。新年度に向けてですね、またさらに金城議員の御提案もあったことも考えながら、ぜひ件数が3番で喜ぶのではなくて、トップにいくように頑張りたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

課内で取り組んでいるんですけども、なかなかいいアイデアが出ないと。そういうときには、参考になる竹富町ですね。うち（座間味）35件で110件あるんですよ。どのようにどういう方法でやっているかと、自分の課内だけであれするのではなくて、そういうところに参考になるようなものがないかどうか、それをまず先に検討してやっていただければよろしいですか。

とにかく、このふるさと寄附金というのは、10万人近いお客さんが来る中で、1人1,000円でも大きな金額になるわけですよ。やりたいときはどうしたらいいかと、また一々役場に行かなければいけないのかとなったら困るので、阿嘉島は来たら郵便局はすぐ行けますので、そういうふうにやっていただければ、もっともっと活用できるんですよ。

それともう一つですね、この状況はわかりました。今後続けてください。あとこの130万円、今集まっておりますが、これをどのようなものに使おうとしているのか、その辺をちょっとお答え願えますか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長（垣花 健）

使用方法につきましては、一応寄附金を受けまして、一たん基金のほうに積んでおります。使用に当たってはですね、その基金を取り崩して使用するという事は、この条例を9月に提案したときにお話ししたとは思いますが、これから御審議いただく新年度予算に取り崩しの予算を計上しています。予算ですので現在134万7,380円なんですけど、予算上150万円という収入と支出を充てておりまして、その用途についてはですね、その目的別に充てた予算を計上しています、歳出のほうに。1番目には総務費の財産管理費

のほうに60万円。これは集落内の環境美化という意味合いでですね、金城議員にも御協力いただいた掲示板をさらに座間味のほうがちょっとできていないものですから、阿嘉・慶留間も含めてなんですけれども、その辺の見た目の環境美化もやっぴいこうということで予算を計上しております、それから衛生費の清掃総務費の清掃賃金のほうにも財源として充当しております。

それから3番目には、住民が健康で安心した生活を送るために、医療の推進と介護や福祉の充実を図る事業に充ててくれという寄附がありましたので、それについては今回、新しく小中学生へのインフルエンザの助成ということを施政方針でも村長が申し上げたんですけれども、それについても20万円程度、財源を充当してこの事業に充てております。あとは村長に利用を委ねるというものについては、通常の賃金のほうに財源として充当して予算を計上しております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この使い道もですね、寄附をしてくださる方が寄附をしてよかったんだという目に見えるものも、例えば形にして出せるような使い方をしてください。そうしないと私たちが寄附したのほどこに消えたんですかというふうになってはいけませんので、ではお願いします。

引き続きまして施設運営についてということでもありますけれども、12月定例会において艇庫とかキャンプ場等の運営状況及び資料、北浜、古座間味の施設契約書の提出を求めたが、提出できなかったのはなぜか伺いますとありますけれども、きのうですか、課長からそのときの…、あのとき課長は、12月定例会は体の具合が悪くていらっしやらなかった。そのときに資料が準備できていないからということ、議会在り次第、出させますということで課長補佐がおろおろしていました。それで調整監もその後で出させますという、では1月いっぱいでは出してくださいということで私はお願いしたんですが、きのうしか出ていないということについて、これはなぜなのか、どういう理由でそうなっているのか、その辺もちょっとお聞かせください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質問、ぐじらの里、そして艇庫、古座間味の契約等の資料の提供なんです、1月に入りましてですね、業務の多忙、多さですね。いわすれば、くじらフェスタ。そして災害復旧事業の会計検査、それと産業まつり、そして造林の会計検査と、あと、くじらフェスタという形で余りにも業務が多くて、そういう業務に集中したためにですね、ついこういう資料の提供が遅れてしまったということです。そういう求められて1月いっぱいということで今お聞きしたんですが、遅れたことに対してはお詫びを申し上げたいと思います。

あと、その艇庫とくじらの里の管理についてはですね、以前にも述べたとおりヨットですね。サバニやカヤック等の保管をして料金なりを徴収しています。あと、くじらの里についてもですね、管理は今株式会社21・ざまみに委託してキャンプ場の管理、そしてコテージの使用状況、報告を受けて同時にまたその料金を村のほうに納めてもらうということです。あと、北浜と農山村広場の契約の状況なんです、当初の今使用している契約を結んでいます。この倉庫の移動等によって今置いている、ちゃんときちんと納めて保管したつもりが、なかなか見つからなくてですね、それを今は使用許可というんでしょうか、そういう形で平成19年度、平成20年度は使用許可という形で古座間味と北浜とは使用していただいております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

わかりました。艇庫とかほかの大浜とか、そういうのは利用状況を定例会のたびに出してくださいということをお願いしてあるわけですよね。ですからこれは、統計表があるはずなので、遅れずに毎回毎回報告書として出してください。

あと、今、倉庫の移動で契約書がどこかへ行ってわからないという話なんですけど、今は使用許可書で対応しているということなんですけれども。これを見たら、契約の4月1日から3月31日の1年間なんです。ということは、前もって申し込みをしないといけないわけですよね。毎年毎年こういう契約をしているのでしょうか。それとも何年、これだったら使用許可書ですから1年に1回ですよね。だけど、本来はああいうものの中には冷蔵庫であったり、機械類であったりですね、いろんなものがあるはずなんです。これはどう考えても事業をする人たちが一年一年、では今年はあなたたちがやりますよというふうにして出されるということは、おかしいと思うんです。ですからもともとは契約書があったはずなんです。何年契約という。そうでなければこの使用許可書だけではできないはずなんです。これをもう1回、契約書がどこにあるか探させてですね、これでは絶対に通りませんよ。ほかの人がこれを見たら、ではうちも使用許可書をくれと言われたら、その時点で終わりになりますので、間違いなく。こういうのを早く、ちゃんとしない限りは今これで騒いでいないからいいですよ、騒いで私もやりたい、私もやるとなると、はっきり言って夏の期間だけでものすごく向こうは稼げますから。そういう人たちがたくさん出てきた場合には、もう対処できませんよ。これだけはお願ひしておきます。早急にこの4月1日からになっていますから、それまでにちゃんとしてください。そうしないと確実に今そういう人たちが多くなってきているということをお頭にに入れてやってください。これは以上です。

あと、農林水産業の振興についてということで、村長の施政方針にもありましたように、やはり1次産業をやらなといけないと。1次産業をしないことによって特別交付金がほかのところより低かったということで、1次産業がないということでありましたけれども、これは農水省も今盛んにやっていますけれども、耕作放棄地の対策とか再生ということで、やっているんですが、今沖縄県から出ているんですけども、協議会というのが沖縄県で設立がされている市町村の状況を発表していますが、この資料には座間味村は入っておりませんが、なぜ入っていないのか、協議会設立に関してどのような事をしたか。どういう人たちや団体に対して投げかけをしたか、問いかけをしたかということです。これは協議会ができれば、いろんな1次産業の農地の運用にかなり使えるプログラムになっているんですよ。これをどのようにやってきたか。もし、先ほど、これは同じ産業振興課なんですけれども、ここまで手が回らないというのであれば、今現在、課長は確かに具合が悪いですけれども、1人やめていますよね。1人はまた今入院していますよね。人間がほとんどいないんですよ、仕事ができる人が。村がですね、こういうものに対しても一生懸命やるというのであれば、その課がどういう人間がどのぐらいいれば大丈夫かということを考えてやらないといけないと思うんですよ。その課に全部投げるのではなくて、総体的に総務課も含めてですね、観光にしても1次産業にしても同じ課に全部投げるだけ投げて、あとは知りませんでは通りませんから。それを村長はどう考えているのか。人間を、ここをどうしようとしているのか、その辺をお聞かせ願っていいですか。今のままでいいのかどうか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

私もですね、とにかく村長になるときに一生懸命やろうとしたのは、いわゆる産業興しをやる。これも観

光産業を推進する中で、農漁業を観光産業に絡めた…。いわゆる複合産業の確立ということで、ずっとやってきたんですけれども、現状です。そういったようなことでですね、常に観光産業というものを前面に出しながら、農業を追っかけさせようと、あるいは水産業を追っかけさせるというような形をとってきたんですが、今議員から御提言があったように、あるいは御指摘があったように、ぜひその農業部門の強化というものを考えていかなければいけないのではないかと考えております。それで4月1日の人事では、その観光産業を核とする部署が力強く仕事ができるような人事配置をしていきたいと考えております。きょうここで具体的な話はちょっとできませんが、一生懸命その方向での検討をしております。それで先ほど、その協議会があって、こういう事業ができますということを知っていたか知らなかったかということですが、本当に申し上げて知りませんでした。これは確実に文書が来ていると思いますけれども、その文書が今、課長、村にありますか。ある。そういうことで私は知らなかったということでお答えしておきましょう。担当課では把握していたようではありますが、先ほどありましたように、どうしても仕事が錯綜していて、手に負えなかったのかなと、今ここで申し上げるところですが、今後はそういうことがないように、やはり人事配置も考えていくとしております。そういうことでまた何かありましたら、ひとつ御指導を賜りたいと考えております。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

先ほどの地域、耕作放棄地を知っていたか知らなかったかということで、実は平成19年に耕作放棄地の調査等がありまして、耕作放棄地というのは、例えば機械を入れたりするとすぐ利用できるものを耕作放棄地と言っています。もう既に原野化になったものについてはそうではない。その各島ごとに、そして字別で調査をしています。今大体どれだけの面積があるかということで一応調査をしたら、今すぐ使えるものとしては、耕作放棄地は約3万4,000平米ぐらいは利用できるのではないかとことでありました。これは平成19年11月にあってですね、それで年明けての平成20年2月の産業まつりに当たって、準備等をやっているときに、産業まつりの出展状況やいろんなそういうことから、地域やそして農業従事者、委員会等からいろんな意見がありましてですね、その耕作放棄地の解消にいい方法はないかと、それで例えば今言う出展が少ないといういろんな意見があって、ではその耕作放棄地を解消するにはどうしたらいいかということで、農業委員とも相談しています。一番やはりそういう開放をするには担い手、農業をする方がいないとできないので、農業の希望者を募ってみようというような形でですね、一応準備等もやったんです。しかし新年度に入って、いま先ほど言ったように業務が多忙なためにですね、そういうことができなかったです。この事業自体、この協議会の要するに農業を進めるための事業。協議会を設立というのは、事業は実は事務局は役場に置くんですが、協議会独自で申請をして事業をして実績報告をします。ですからその協議会の立ち上げに向けてもですね、確か区長の何名かとそして農業委員の方とも一応相談はしてみました。しかし、やはり自分たちで事業を実施して、そういう報告等をするというにはですね、ちょっとやはり自信がないというような形であってですね、なかなかその設立には至らなかったというのが今の状況です。ですから区長さんたちにしても、いろんな役職を持っていてですね、なかなかそういうのに取り組めないという意見もありましたので、できれば議員の皆さんのいろんなお知恵を借りながら、またできるのであれば議員の皆さん一緒になってですね、そういう協議会の立ち上げができればなと考えております。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

いろいろ努力しているけれども、みんなに伝わらなかったという。仕事がまた新年度で重なってきてできなかったという。やはり人間も不足しているのもありますね。あとですね、もっと情報を公開してください。はっきり言ってこれは私、3週間前にわかったばかりなんです。でも役場は何にも言ってくれないから、ほかの人たちから協議会つくっても農業委員会はあるのかなと。ということはですよ、情報があれば私たちが何とかするんですよ。でも情報がないとどうしようもないですね。そういった情報の提供はどんどん出してください。どんなものがありますよと。これは別に秘密にする文書ではありませんのでね。逆に協議会が先ほど課長がおっしゃられたように、役場の中で協議会をつくるものではないので、民間がつくって事務的なもの、伝達というのは役場で事務局を持たないといけないということで、ちゃんと事務局を持たないといけないということになっていますので、そういうものも含めて、逆に今は民間でやられる分はやって、負担も少なくする方法だってできるわけですから、その辺も情報公開ということでやってください。これは以上です。

最後、時間もちょっと押していますけれども、これは3分で終わりますので。行政の答え方によってですけども。これは財団法人南部振興会奨学金の貸与生募集というのがあるんですけども、これは役場には文書が来ているはずなんです、これは財団法人南部振興会というのは村長も確か理事をやられておりますよね。ということは、これは役場が関係しているわけですから、こういうのがあるということは役場に来ているはずなんです、これは総務課のほうで受け付けはされていますか。文章が来ていますかどうか、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長（垣花 健）

この南部振興会からの奨学生貸与については、2月の初めごろに村のほうと教育委員会のほうに届いております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

教育委員会にも届いているんですか。私はきのう教育課長に聞いたら、「見たことないですよ」と言っていましたけれども。きのうではなく先週ですか。私は見たことないと。課長が知らないとははまずいな。だれが持っているのかな。受け付けしてどこかまた例の裁判と同じで、どこかに隠しているのかな。決まってからまた出すという、そういうものをですね、これは共謀ですね。これを見たら大学生の子供たちを持っている親御さんたちにとって非常にいい中身なんです。無利子で月々3万円借りられますから、ただまじめにやらないのは貸しませんけれども。まじめにやっている人には貸してくれるわけですよ。学生も自分で借りますからね、卒業して半年後にまた毎月1万円ずつ払うという、いい制度があるわけですよ。これが皆さんのほうに来ているのでしたら、今度から公表してください、どんどんどんどん。お願いしますよ。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

金城善昇議員の南部振興会奨学生募集の文書がありました。確認しました、すみません。それで、南部振興会の奨学生は県内・県外の大学生を対象に南部・島尻地区の住所を要する学生でありまして、振興会からは大学、各県内大学生には募集の御案内は行っています。それで村としても今後、広報等に募集の御案内を

してまいります。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

広報はいつ出るかわかりませんが、これは提出期限が5月21日になっていますから、早目早目にやっていただいて、市長村長が提出してください。学校の書類なども揃えてやらないといけませんので、広報が何日に出るかわかりませんが、もっと早目にそういう親御さんがおられるところは、これは大学に確かに行っているといいますが、大学生が見ても関心がありませんから、これは親御さんがしか関心ありませんよ。これは早目にやってください。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

既に1人の申請者がありました。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

私も手短かに質問をしたいと思います。まず1点目ですが、税及び公共料金滞納整理についてお伺いしたいと思います。まず、現年度分ですね。現年度分の、可能であれば2月、一番最短の実績ですね。末日までの収納状況とあと次に過年度分の収納状況を村税ですね。あと固定資産税、国保、村営住宅の料金。あと上下水道、船舶運賃の順でお伺いをしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長（垣花 健）

私のほうからは村税についてお答えいたします。データが今1月までの集計となっておりますので、その辺は御了承願いたいと思います。現年度分においては、75%ちょうどです。過年度分の滞納繰越分が35.3%、トータルしますと67.6%の徴収率となっております。これを前年の同月比で見ますと、トータルいたしますと、わずかですけども1%、去年よりは徴収率がアップしている状況にあります。それからこれまでの去年7月に徴収対策班も発足したんですけども、これまでの取り組みを簡単に説明させていただきますと、それぞれで特に滞納分については戸別訪問等、去年徴収月間を設けて実施してきておりますけれども、かなり高額な滞納者についてはですね、納税誓約書。少しずつでもいいからお支払いくださいということで、納税を促しておりますけれども、誓約書は出したんですけども、これを履行しないとかですね、誓約書自体の提出に応じない。督促、催促に全く返答がないものについては、やむを得ず債権の差し押さえなども実施しております。このチームは3年間という期限つきでやっていますが、次年度は滞納自体を発生させないということで、初期段階からの対応をしていこうということを考えております。村税については以上です。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

国民健康保険はですね、2月末現在で現年度分が90.32%、滞納分は16.23%の状況であります。合計しまして81.94%で、前年度の比較をしてみますと、現年度分に関しては昨年度は93%ですので、3%の落ち込みになっております。93%を割りますと国からのペナルティーがありますので、今後さらに徴収のほうを強化していきたいと思っております。総務と同じでですね、督促状を送付いたしまして、また訪問等も強化しております。昨年度の12月には悪質な滞納者に関しまして、銀行口座の差し押さえを2件行ってまいりました。また今年度から始まりました後期高齢者ですが、79.38%と非常に低い数字となっております。今後さらなる徴収の強化に向けて、100%をめざしてですね、徴収のほうを頑張っていきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

それでは上下水道、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

それでは環境衛生課より水道と下水道の納付状況について報告いたします。数値等についてはですね、2月末、2月分の徴収があったもので、内容は現在2月末ということです。まず水道のほうですけれども、先ほどの村税と国保税と違いまして、公共料金の場合は各月で調定しますので、これは1月分までの調定になっています。2月、3月はこれからになりますので。水道の現年度分ですけれども、徴収率が88%、未納が246万2,000円。滞納分につきましては、徴収率が22%。未納額が1,379万1,000円あります。この内訳なんですけれども、座間味島において約1,000万円、阿嘉島で370万円、慶留間島で8万円という内訳になっております。

あと下水道事業、これも座間味島になりますけれども、現年度分、徴収率が89%。未納額が71万5,000円。滞納分、徴収率6%、未納額が268万8,000円になります。

あと漁業集落排水事業、これは阿嘉島になります。現年度分93%、現年度分の未納が27万3,000円。滞納、徴収率3%、未納額18万2,000円。

農業集落排水事業、これは慶留間島になりますけれども、現年度分、徴収率97%。未納1万円。滞納分については農排事業はゼロです。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

続きまして、船舶運賃のほうをお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

船舶課につきましては、まず滞納分が平成20年度の過年度分としまして、1,436万5,000円を計上しておりましたが、2月末現在、徴収が216万4,631円と、徴収率にしますと15.1%という

状況です。去った10月、11月の徴収改正に絡んで戸別訪問しまして、そのときに徴収した金額が約150万9,870円でした。それからその中には大口の滞納事業者、これは6事業者おりますが、その事業者に対しては、昨年10月から誓約書等を取りまして、その誓約書に基づいて支払計画書も提出していただいておりますので、現在それに沿って徴収をしているところです。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

今、船舶課長のほうからもお話があったんですけども、いわゆる大口滞納者の皆様がいらっしゃると思います。その大口滞納者の方々が徴収率アップの妨げになっていると思うんですが、いわゆるその対策ですね。その大口の滞納者の皆さんに対する対策をどのようにやっているのでしょうか。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長（垣花 健）

大口が徴収率、収納率の妨げになっているのは事実です。この方たちがせめて誓約書どおり払っていただけたとかなりの徴収率になりますし、水道とか貨物運賃とかというのは国や県からのペナルティーというのはそんなにないと思うんですけども、先ほど申し上げたとおり国保とかですね、地方税の場合はやはり徴収努力を怠ったということで、特別交付税等のペナルティーがある場合も考えられますので、その辺を非常に気にしているところですが、ではどういう取り組みをしているかということなんですが、先ほど少し申し上げましたが村税においてはですね、特に債権の差し押さえを実施しておりまして、昨年6月2日を皮切りに2月13日まで21件の、直接銀行のほうへ行って押さえを行っておりますが、中には預金残高がないということで差し押さえができないということもありましてですね、21件中押さえたのは7件です。金額にしますと約74万円の押さえを行っております。

それから貨物運賃とか上下水道等についてはですね、徴収対策チームの中でどういう問題があるのか、滞納があった場合、誓約書の不履行はどうするかといった場合にはですね、水道ですと給水停止。船舶だと貨物が乗せられないと、拒否するというところまでやるべきではないかという協議はしております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

あと村税だとか国保に関してですけども、例えば特別な事情で納付が困難な方というのも多数いらっしゃると思うんですが、そういう方々への対応というのはどのように行っているのでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの御質問にお答えいたします。納付が困難な方はですね、民生委員または地域の区長さんのほうに情報を得て、生活保護のほうに切りかえていただく。滞納分に関しては生活保護を受けた時点で少しずつ分納していただくということにしております。保険証が発行できないからといって、医療が受けられないということがないように努力しておりますので、その辺御理解のほうよろしく願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました、ありがとうございます。資料としましてですね、いわゆる税のほうなんですけれども、こういう費別の表だとか、いろいろ資料をいただきました。これは私が見てももちろん毎月の徴収分だとかですね、細かい細部にわたって記載されておりまして、あと、いわゆる状況ですね。回収の状況だとか、そういうものの表が添付されています。これはいわゆる月別の収納表だとか徴収方法、徴収回数表の表ですけども、これは対策班の中でですね、例えば同じ様式でつくるということは可能ではないですか。できませんでしょうか。いわゆる各課ごとに違う様式でつくられているので、非常にわかりにくいかなと思います。何が言いたいかというところでですね、いわゆる班の中で情報を共有するというので、同じ様式で同じように作成できないかなと思うんですが、それはどうでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長（垣花 健）

ただいまの御質問ですけども、様式についてはですね、納税誓約書の様式は統一したものがあります。これは履行されているかどうかというのをみんなで確認するためですが、今提案いただきましたようにですね、現年度分の徴収率であったり収納率等の様式の統一の必要性については、このチームの会議の中でも出ておりますので、新年度に向けてそんなに難しい作業ではないと思いますので、それを早速進めたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

ありがとうございます、よろしくお願ひします。あと最後になりますが、過年度分の徴収率が非常に難しいといひますか、徴収率を見ても手こずっていると思うんですが、この過年度分の徴収率の設定ですね、いわゆる徴収率の設定というのは大体、あとはいわゆる公共料金、どれぐらいで設定しているんでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長（垣花 健）

私のほうから税について回答いたしますが、現在、先ほど申し上げたとおり35.3%です。1月末で設定としては50%の設定であります。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

事業別でお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

水道・下水道につきましては、滞納分の徴収率90%で設定しております。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

船舶課につきましては、滞納分の徴収率として80%を設定しております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました、ありがとうございます。9割の全うな納付者の視点に立ってですね、この滞納整理というのを確実に今後とも取り組んでいただきたいと思います。この件についてはまた何度か継続で質問させていただきますので、よろしくお願いします。

では続きまして、次世代育成支援行動計画「座間味こどもプラン」についてです。このように資料がついていますから、行動計画がちゃんとあるんですけども、まずこの次世代育成支援行動計画の大まかな趣旨について説明をお願いしますでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの宮里祐司議員の御質問についてお答えいたします。趣旨のほうですが、近年の我が国の出生率、1人の女性から生まれる平均出生率、特殊出生率というんですが、これが一貫して低下を続けておりまして、平成15年度では1.29と過去最低となっております。このような少子化の流れを変えるために、国では平成15年7月に次世代育成支援計画推進法を策定しております。次の世代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的といたしまして、前期の策定を平成17年度から平成21年度、後期の策定を平成22年から平成26年度に分けて義務づけられております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。前期計画が平成17年度から平成21年度。平成21年度は前期計画のいわゆる終了と評価、見直しの年度になっていると思いますが、これまでの前期計画の進行状況。簡単な評価ですね。あと後期計画の見直しについてお伺いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの質問にお答えいたします。前期計画の見直しの期間ですが、前期計画を振り返りまして前期計画の期間では母子保健、食育、思春期教室、小児科医療など、ほぼ全ての面において目標値を達成できている状況にあります。前期計画策定時の事前アンケート調査の結果で、出生率低下の原因の1位となっておりました出産時の経済負担におきましては、その軽減のため平成18年度から妊婦健康診査の定期健診における船舶運賃の免除を開始いたしました。また平成21年度より2年間、医療費の自己負担免除の回数を14回に大幅に拡充することとして予算案に計上してございます。

また平成20年度からは新生児の訪問事業を実施いたしまして、子育て支援に努めております。平成21年度には後期計画を策定することとしておりまして、前期計画の実績やニーズ調査をもとに次世代を担う子供たちと家庭の支援を強化することを基本に、座間味こどもプランを作成してまいります。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました、ありがとうございます。後期計画を進めるに当たりまして、いわゆる課をまたいでいろいろな事業が中に盛り込まれていますので、先ほどの徴収対策班のようなプロジェクトチームの必要性があるの

ではないかと思うのですが、そのプロジェクトチームのいわゆる立ち上げですね、それに関してはどうでしょうか。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、この計画におきましては教育委員会を初め、社会福祉協議会、産業振興課また総務と多岐にわたる調整が必要だと思っておりますので、必要に応じましてワーキングチームを立ち上げる予定にしております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。これは参考までに過去5年間の人口の推移と、あと出生率をお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、人口におきましては平成15年度に1,058名。平成16年度は1,065名。平成17年度は1,077名。平成18年度は1,088名。平成19年度は1,049名。平成20年度になりまして、現在992名と落ち込んでおります。

出生率に関しましては、平成15年度は12.7。平成16年度は10.7。平成17年度も10.7。平成18年度は9.2。平成19年度は8.6になっております。この人口の減っている原因といたしましては、教職員の家族での転出が大きくかかわっているようでございました。昨年の4月におきまして31名の転出が出ております。それ以外に高校生が17名転出しておりますので、この辺でかなりの差が出てきたように思っております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました、ありがとうございます。やはり出生率のほうも年々低下をしております、今後の見通しもなかなか立てられないんですけども、減っていくような傾向にあります。そこでですね、やはりこの座間味こどもプランですか、この計画を村の抱えるさまざまな問題を網羅しております。このすばらしい計画を達成できれば、確実に人口増加につながり子供もまたどんどんふえてくると思います。今度の後期計画に関しては、しっかりと村が主体となって実現可能な中身のある、しっかりとした計画を作成していただきたいと思っております。この計画に関しましても、今後とも継続で質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。以上で質問を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

日程第2. 提出議案説明、議案第7号から議案第10号までの説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第7号

座間味村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村職員の勤務時間に関する条例（昭和47年5月20日条例第11号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

平成20年度人事院勧告に従い、座間味村職員の勤務時間に関する条例を改正するため、議会の議決が必要である。これがこの議案を提案する理由である。

座間味村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

平成21年3月10日

条例第1号

座間味村職員の勤務時間に関する条例（昭和47年5月20日条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、「40時間」を
「38時間45分」に改正し、
第3条第1項中、「8時間」を
「7時間45分」に改正する。

議案第8号

座間味村職員定数条例の一部を改正する条例について

座間味村職員定数条例（昭和47年5月20日条例第10号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

現行の座間味村職員定数条例による定数と、集中改革プランによる定員計画との整合性をとるために、条例を改正するため議会の議決が必要である。これがこの議案を提案する理由である。

座間味村職員定数条例の一部を改正する条例

平成21年3月10日

条例第2号

座間味村職員定数条例（昭和47年5月20日条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中、「(2) 村長の事務部局の職員

職員 32人

保健婦 1人

その他の職員 20人

(海事職、単労職)

(3) 教育委員会の事務局の職員

事務職員 4人

(4) 教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員

教諭(幼稚園) 5人

(三校幼稚園)

その他の職員 1人

(給食センター)

合計 64人」

を

「(2) 村長の事務部局の職員

職員(保健師含) 31人

その他の職員 15人

(海事職)

(3) 教育委員会の事務局の職員

事務職員 3人

(4) 教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員

教諭(幼稚園) 3人

(三幼稚園)

その他の職員 1人

(給食センター)

合計 54人」

に改正する。

議案第9号

座間味村副村長定数条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲村三雄

提案理由

地方自治法第161条第2項の規定に基づく副村長の定数を定める条例を制定するため、議会の議決が必要である。これがこの条例を提案する理由である。

座間味村副村長定数条例

平成21年3月10日

条例第3号

本村の副村長の定数は1人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 座間味村に副村長を置かない条例（平成19年3月22日条例第1号）は廃止する。

議案第10号

辺地に係る総合整備計画について

辺地に係る総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲村三雄

提案理由

辺地に係る総合整備計画については、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これもちまして提案の理由を終わりますが、ひとつ皆さんよろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

日程第3．議案第7号 座間味村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

議案第7号について質問させていただきます。今回、勤務時間に関する条例の一部の改正ということで、提案理由が平成20年度人事院勧告に従いとありますが、この人事院勧告の勧告のみでこれをやられるということでしょうか。それともやはり行政のほうも、もともとそう思っていたかどうか。必要性が本当に、人事院勧告がなかった場合に、これを改正する必要があったかどうか。その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長（垣花 健）

お答えいたします。提案理由にもございますとおり、この15分、1日15分短縮。一週間にして1時間15分の短縮をしようというきっかけは、これは国・県の人事院勧告によるものです。勧告のポイントとしては、職員の勤務時間というのは民間と均衡させるべきだという人事院の考え方。あと民間の労働時間が公務員より1日15分程度、一週間1時間15分程度短い水準で安定をしていますよという人事院の勧告内容を受けて、本村においても短縮することとしておりまして、あわせて最近少子化と言われておりますけれども、やはり仕事も大切なんですけれども、それぞれの生活の調和にも寄与できるだろうということで、今回人事院勧告に従って短縮をということで、条例を改正するということです。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この人事院勧告が民間の仕事といいますか、企業の時間は現在の公務員の勤務時間より短いという話がありますが、これは私どもが見た限りでは民間がもっと長いのではないかなと。最低でも1日8時間というふうになっていますし、大体サービス残業のほうが逆に公務員より多いのではないかなと私は感じているんですが。総務課長がおっしゃる子供、家庭ですね。家庭を大事にする、これは民間も公務員もこれは一緒の話なんです。この15分を短縮することによって、逆に言えばサービス低下などが起き得ないかどうか、全くゼロであるのかどうか。というのは、民間の人が書類をとりに来たりとか、というのはみんな5時半までという感覚がありますよね。ところが5時15分で終わってしまっていたら、このサービスに間に合わないものが出てくるわけですが、その辺について弊害が出そうにないですか。この辺をちょっとお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長（垣花 健）

これも人事院勧告の勧告が出た際にも指摘というか、されているところなんですけれども、時間の短縮に当たってはこれまでの行政サービスを維持して、かつ行政コストの増加を招かないというのが基本になっておりますので、5時15分までになるということはですね、徹底して周知を図る必要があると思いますし、もし施行段階で弊害が出るようであれば、その辺は時間外にはなるんですけれども、そのような周知が図られるまでは対応しなければならないだろうということも考えないといけないと思います。

大変失礼いたしました。追加して訂正をさせていただきますけれども、一部を改正する条例の条例第1号ですが、すみません附則が抜けております。この条例の施行は平成21年4月1日となっております。大変失礼しました。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

先ほどの行政サービスが低下しないように周知徹底すると言っていますけれども、4月1日からだとあと2週間しかないんですけども、周知徹底はどのようにしてやるんですか。それをまたちょっと、どういう方法でやるのか教えていただけますか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長（垣花 健）

本議会でこの原案のとおり可決をされましたら、もちろん通常の防災無線等による呼びかけ、あと各区への張り紙等を実施してまいりますし、次回、ちょっと4月に入ってしまうんですが、広報の発行にあわせてその辺を周知したいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

周知徹底を防災無線等でやるとおっしゃいますけれども、防災無線でどういうふうにして放送するかわかりませんが、「役場は5時15分までです」と言った瞬間に、村民の多くがかなり反感を持つのではないかなと私は思うんですよ。だからこの周知をする方法でも、いろいろ考えてやってもらわないと、前触れもなくいきなり防災無線で「4月1日から座間味村役場は5時15分までです」と放送したら、恐らく相当の苦情が出ますよ、はっきり言いまして。この人事院勧告を受けたのはいつごろなんですか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長（垣花 健）

勧告は9月ぐらいだったと覚えておりますけれども、市町村への説明については11月の総務課長会議の際にありました。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

逆に言えば、4カ月前にはわかっていたはずですよ。3カ月前には議会もありましたね。やはりそういう情報を先にありますけれどもという相談に回すといえますか。そういうのは前もってやってもらわないと、あと2週間しかないのに、いきなり防災無線でやりますよ、周知徹底しますよ、だから皆さん同意してくだ

さいという、こうなると私どもも同意するのに非常に戸惑いがあるんですよ。はっきり言って。確かに皆さんがおっしゃる家族サービスも大事ですけども、今の現状を見て、その周知期間を必要とする場合がありますので、出たときに逆に言えば、12月にもこれは条例改正ができたはずなんですよ。そういうものを徹底して前もってやらないと、非常に反発を買うという行政のあり方、「もう決まったからすぐやりますよ」では話にならないわけですよ。だから前もっていろんな情報があった場合に、いろんな公開のやり方があるでしょうというのはそこにあるんですよ。そうしなければ私たち議員も協力のしようがないんですよ。住民に対してのカバーもできないんですよ。その辺をまず徹底して今から。すべて前もってわかっている時点でいろんな情報を流してやってください。そうしないと、いきなりだと私はっきり今日手を挙げるかどうかわかりませんよ、同意するかどうか。同意というか可決で。私が言いたいことは以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

この人事院勧告、こちらもやられていますけれども、それは遵守すべきだと思いますよ。それで、現行は8時間でしょう、総務課長。勤務は、ですよ。これが7時間45分、15分短縮されますけれども、これは決算において毎年、時間外手当が相も変わらずあるような気がするんです。15分に決めたら時間外がふえていきませんか。時間外手当というのが。これは考えたことはないですか。私は考えるんですね。15分来たから16分からは時間外だということで、あなたに出せば貰えるんだから。そういうあれは出てきませんかということを私は考えますが、どうですか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長（垣花 健）

お答えいたします。一般会計においてですね、時間外手当というのはほとんど今発生していない状態にあります。特別な場合、例えば選挙がある場合は選挙係は夜8時まで不在者投票がありますので、これはやはり支給すべきだということでやっておりますが、通常、職員には大変申しわけないんですけども、忙しくても支給できていない状況にありますので、15分短縮したことによって新たに時間外手当がゼロということはないのかもしれませんが、大きく出るということは考えておりません。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

今はあなたと議論するわけではないけれども、考えるんですよ私。そういうことで調整監、ひとつですね、県の言われているのがあると思いますので、ひとつこの時間外、15分短縮しますけれども、ほかの影響は出てきませんかということを私は聞きたい。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

直接県の状況は私のほうも承知しておりませんが、例えば県であればですね、今回15分でやった場合、15分短縮した場合であっても管理者のほうで時間外をやるのであれば6時から時間外をして、それまでは一たん休憩をとりなさいという形でやるような方向で特にふえないような形をとるだろうと思います。いずれにしても県においても財政事情が厳しいことは当然ですので、時間外をふやさないように管理者が十分職員の勤務状況を管理してやるという前提で実施をするものだと考えております。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

総務課長、今調整監がおっしゃったように、管理者が徹底してやるべきだと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

7 番 宮里清之助議員。

○ 7 番（宮里清之助議員）

週の労働時間が短くなって労働関係がよくなるというのは、やはり地域とか社会の中で率先してできることをやっていくというのは私はいいと思います。それと気になったのが、現在座間味村役場はサービス残業はやっているんですか。そういった形態があるんですか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長（垣花 健）

サービス残業という言葉が当てはまるかわかりませんが、確かにその職員のその仕事、自分の中において確実に進めたいという職員はですね、やはり時間外まで仕事をされている職員はおります。ただそれをサービス残業と呼ぶかどうかというのは別だと思えます。

○ 議長（宮平秀保）

7 番 宮里清之助議員。

○ 7 番（宮里清之助議員）

世の中がですね、サービス残業とかそういった使用者側の立場に立っていろんな物事をされているのが多くてですね、本来は働いた分はちゃんと給料をもらうべきなんですよ。これが財政が厳しいとかそういったことで、皆さん働く現場が非常に負担をかけているというのがあって、見て見ないふりをしているというのが現状でして、できるだけそういったのを見たらですね、職場ってやはり仕事がたまっている方、組織として考えていかないと、個人に押しつけて個人の負担で残務処理をしていくと。遅くまで残業をしているというのは、職場として放置するほうが私は職場関係はよくないと思いますので。そこら辺はちょっと非常に今回の件で、物事を履き違えないような論議といいますか、やっていただきたいと思えますし、それと15分の短縮ですけれども、役場も職員が減ってきていますし、この機会に住民の皆様にも役場へ来る場合の時間帯というのは協議いただくような要請もしたほうがいいと思えますし、例えば診療所の先生に関しても時間帯については夜間勤務をなるべく避けるようにするとか、行政コストを下げるような形での住民協力の呼びかけというのも一緒にやられたらどうかと思えます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 座間味村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第7号 座間味村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第8号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番 宮里清之助議員。

○ 7番(宮里清之助議員)

集中改革プランと整合性ということですので、総数で54名になっていますけど、現状は今どうなっていますか。これは細かくお願いできますか。現状のほうです。

○ 議長(宮平秀保)

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長(垣花 健)

現状では合計52名です。内訳は村長部局の保健師を含めたところで30名。その他の職員、海事職というところが15名。教育委員会の事務局が3名。幼稚園が3名、教諭です。その他の職員、これは給食センターですけど、これが1名になります。

○ 議長(宮平秀保)

7番 宮里清之助議員。

○ 7番(宮里清之助議員)

保健師含め30名ということになっていますけれども、54名という数字に対して、総数で2名足りないわけですし、職員に対しても30名に1名足りないですね。これはあと1名はどこですか。例えば今、午前中にもありましたけれども、各課でも人が足りないということがあったりするんですけども、これは臨時職員も含めてですか。正職員。新たに採用する予定はあるんでしょうか。

○ 議長(宮平秀保)

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長(垣花 健)

今現在52名なんですけれども、今県税事務所のほうに出向というか、割愛で行っている職員についてはですね、定員に今入っていませんので、4月に戻りますと53ということになりますので、あと1名、定員のあきがあるという形になります。ただあきがあるからといって4月1日から採用の予定があるかと言いますと、今のところは予定はしておりません。勸奨退職、あと定年退職、普通退職等がまたあった場合には、それは補充すべきだと考えます。

合計54なんですけれども、議会事務局の職員1名というのが…。次のページの新旧対照表を見ていただけますか。議会事務局(書記1名)というのがあると思いますが、この職員を含めて54名ということです。

○ 議長(宮平秀保)

8番 金城勝英議員。

○ 8番(金城勝英議員)

ちょっとお聞きしたいと思います。海事職でございますけれども、20名から15名に減っているんですが、これは船の運航等または海運課、船員法との兼ね合いはどうなったのかお聞きしたいと思います。

○ 議長(宮平秀保)

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長（垣花 健）

船員法についてはちょっとそこまでは調べておりませんが、船員は現在15名で数年前からその定員でやっておりますので特に支障はないかと思えます。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

この15名におきましては本当に本採用ですか、それとも臨時入れてのものかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長（垣花 健）

15名の船員は本職員の定員です。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

わかりました。以上で終わります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今8番議員、同僚議員から質問があった海事職ですね。20名から15名。今船に乗っておられるのは全員本職ですか、臨時職員はおりますか、いた場合にトータルで何名おられますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

現在は船員は全員で20名いますが、うち15名は正職員、5名は臨時職員となっております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

15名であると臨時職員が5名で船を運航しているという話でありますけれども、昨年ちょっと私、課長に船員の中でもちょっと人間が足りなくて、具合が悪くても病院に行けないと。休んでは行けないという状況があるということで私は船員から聞いたものですから、では年休を使ってやるか、有給でやるか、どちらかさせなさいという話を私、申し上げたんですが、この人数にしてそれはちゃんと解決はできているわけですか。年休の消化も確実にできておりますか。本庁は全部あれですよ、年休消化もちゃんとやりますので。本当にそのサイクルで年休消化もちゃんと、夏休みなどもとっておられるのかどうか。100%消化できているのかどうか、その辺をちょっとお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

船員の年休・休暇等につきまして、現状では今法的に月に8日最低休ませなければいけませんので、毎日最低4名は休んで、月8日の休みを与えております。荷物が少ない日、特に日曜日などは5名休ませて、船

は運航しておりますが、この毎月の休みを与えるだけで現在この20名で回してローテーションを組んで休むのがやっとです。これにおっしゃるように年休とかとなってくると、有給休暇となると船員が現状では足りないという状況になりますので、現段階では有給休暇・年休等はまず与えるのが厳しいというそういう状況にあります。ただ年休に関しては、例えば船が欠航した場合、船員は帰りますので、それは届出して年休扱いと、午後から年休扱いというふうに代休というんでしょうか、この届出はさせております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

では嵐がなければ年休がとれないという話になるわけですよね。それではちょっとまずいことにはなりません。多分、労働基準法に。さっきの15分縮めるわけですから、船員も同じですよね、そのあたり船員は時間だからと船から飛び降りるわけにはいきませんから、そこは残業がふえてきますよね、逆に言えば。船員の場合は残業手当がふえていく。こちらはできるだけふやさないようにするという、でも年休は向こうはとれませんよ。これではできませんけれども、それに対処するために、この15名はよしとしましょう。だけどその臨時職員で年休を持っている人とか、というのを入れてやる考えがあるかどうか、彼らをちゃんと人間として扱っていくあれがあるかどうか。それがあれば、人数が減ろうが何しようが、それはやっても構わないと思います。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

今御指摘がありました、ちゃんとした労働条件のもとで労働基準法、また地方公務員法等に基づく職員の権利がちゃんとした行使ができるようにということで今ございました。計算をいたしますとあと2名職員をふやすと、年休等の取得がかなり楽になるということをお計算しております。こちらのほうが非常勤で対応できるのか、またそういう資格を持った職員が非常勤等でまたこれができるのか含めてですね、これについては以前、職員団体のほうからも申し入れがありましたので、これは検討しております。お話にありましたとおり時間外のふえる部分、これを可能な限り圧縮していく。それについてはいろんな話し合いを船員の皆さんとやっていきます。あわせてこういう労働強化的なものばかりではなくって、今おっしゃったような権利の確保についても努めていくということで、これについては船舶課長含めて話し合いをしているところです。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長（垣花 健）

先ほどの勤務時間の改正についてもそうだったんですけども、附則をちょっと記入漏れがございまして、施行日は同じく平成21年4月1日でございます。おわびして訂正いたします。

○ 議長（宮平秀保）

進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第9号 座間味村副村長定数条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

副村長定数条例について、2年前の平成19年3月議会で副村長を置かない条例というのを制定しているわけですが、きょうも一般質問でこの質問が出ました、基本的には2年前から私も含めてほかの議員もほとんどの方が副村長は置いたほうがいいという意見で、この条例については基本的に反対ではないんですけれども、ただ平成19年3月議会の議論から踏まえていきますとですね、村長は午前中に2年の期限を持ってと言っていましたけれども、当時その発言はなかったと私は思っていますけれども結局、今現在、政策調整監がいらっしゃるから非常にわかりやすくなっているんですけれども、当時はまだ確定ではなかったんです。委任する事務がないということで、置かないといういろいろ喧々諤々あったんですけれども、その中で条例改正についてもいろいろ誤解があったりして、自治法第161条の1項についての必置規定について、いろいろ誤解があったんです。どういった条項かということ、自治法では村長を置かないといけないという条例がありまして、ただし条例を制定することと、置かないこともできますというのが第1項で、第2項が定数条例なんです。本来は定数条例をもって村長を置くということになるんです、その場合には普通、人事案件が伴って、まずこういうのがあって定数条例で。普通は逆になるんです、形ではそうなるんですけれども、今回、副村長を置かない条例を廃止するという目的ということと、副村長を置くという条例なんですけれども、この時期に3月議会で置くというのは、形的に非常に私も形が悪いなという感じがしていました、施行日も6月1日ですよ。本来の形からすると6月になって、仲村村長なり別の方がなったとしても段階で、人事案件を伴ってこういった形で提案されるのであれば大変スムーズにわかりやすいんです、今回、人事案件がない段階で、あえてこの副村長を置かない条例を3月でやる必要があるかどうかというのは、形的には非常に疑問点がありますということです。実は議事録にも残るわけですし、議会としてもその辺のバランス、形の悪さというものはやはりある程度、我々も認識していかないといけないと思っていて、平成19年3月議会のときの流れからしますと、どうだろうか。だから副村長を置くことに対しては皆さん賛成だから、それについてはいいんですけれども、形としては人事案件があって定数条例。定数条例を置くことによって自動的に副村長を置かない条例が廃止されるという形になると思うんですけれども、そこら辺についてはどのようにお考えですか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

時期的にやはり村長の節目にあるということですので、その今の提案の形を選んだんですけれども、先ほどの2年後には副村長を置きますよというのは、議事録にちゃんとありますので。それは御覧いただきたい

と思います。それともう一つは、人事案件があって初めてその条例も提案すべきではないかということに対しては、逆に条例がないまま、例えば6月1日。ではどこでこの条例を出すのかということになりますと、6月の議会というのは恐らく6月の月末ぐらいに来るのが慣例でございますので、6月1日には新しい村長がスタートするということになりますので、その間、どうするのかということですから、できればこの切れ目で継続して物事を処理していくということでは、この3月定例議会が一番いいという判断で皆さんに御審議を願っているところでございます。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

こういった条例というのが、例えばちょっと話がずれますけれども、首長の多選禁止条例とか他府県でいろいろあるんですけども、これも法律の解釈で憲法の参政権ですか、被選挙権の基本的にかかわるということで、条例は認めるけれども、その任期中だけ有効だとか、いろんな解釈があるんですよ。それも含めてですね、今回6月に選挙があって、例えば新しい村長が来たときに新しい村長が副村長を置かないという決断をした場合には、また議会に置かない条例を提案しないといけないとなるわけですよ。そういったことになってきたときに、次の政権というかそれに係る内容のものでありますから、本来は6月議会でやったほうが形としてはスムーズではなかったかということを行っているわけです。いずれにしてもこの条例に皆さんは賛成ですから。これ以上はあれですけども、形としてはどうだったかという質問でした。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

今の副村長の条例につきまして一言申し上げたいと思います。今、村長の補佐としてまたは内部を充実するために、やはり副村長というのは非常に重要なポストだと私は思っております。今回、執行部のほうから上げてもらいましたから、大変うれしく思っておりますが、私どもとしましては、やはり議会から議会立法で上げてやろうかと思っていたんですけども、このように上がっています。どうしてかと言いますと、やはり一番この村長というのは外交が多いわけです。ですから内部を締めるのは副村長がしっかりしていないとだめでございます。だからこれは、やはりこの副村長という職におきましては、私の要望でございますけれども、今の課長の中には大変みんな優秀でございます。ですからこの副村長に上げる場合は、お願いでございますけれども、この課長の中から上げるように要望したいと思います。これで終わります。

○ 議長（宮平秀保）

進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 座間味村副村長定数条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第9号 座間味村副村長定数条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第10号 辺地に係る総合整備計画についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番 宮里順之議員。

○ 1番(宮里順之議員)

辺地に係る総合整備計画について若干聞きます。その前に総務課長、ページがないのはどうしてですか。ついてないんだよね。先ほど金城議員からも、ちゃんと校正したかという質問がありましたけれども、これは分厚いから何ページと言おうかと思ったら…。ずっと見たら最後のページに仲井眞知事から村長あてに辺地に係る総合整備計画の協議について回答が来ておりますよね、平成20年10月6日付で。座発第534号で、これらの見出しについては異議ありませんとありますよね。これは整合性があるわけですよね、その確認です。それでは何ページか、横の辺地別公共施設整備計画の概要。これは前にも説明をしたと思うんですけども、たくさん事業がありますよね、座間味村阿佐辺地、行政連絡ありますけれども、この行政連絡導入事業は平成21年度はゼロになっておりますよね。しかし補正で認めたでしょう。あれは、この辺どうなっていますか。

○ 議長(宮平秀保)

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長(垣花 健)

お答えいたします。昨日でしたか補正を議決していただきました渡船施設。臨時交付金で行うということでの事業ですので、辺地計画には乗っていません。ただこの辺地計画を県のほうに協議をした段階では、臨時交付金のメニューが決まっておらなかったもので、辺地債を活用した事業ということで、平成22年度に計画を入れておりました。昨日の議決されたものがこれに漏れているということはございません。

○ 議長(宮平秀保)

1番 宮里順之議員。

○ 1番(宮里順之議員)

平成22年度から23、24年度ということで、そこには整備計画の概要がありますけれども、これはずっと一番下のほうですね。一般財源の辺地債事業債と充当した額になるわけですよね。それと、これはこの3カ年、4カ年、平成24年まで一般財源が2億9,444万円ということで、例えこれ過疎債で充当したとしても、それだけになりますけれども。これは公債費ですね、これから支払うべきの。あれとどのように関係ができていますか、上がりませんか。平成30年度まで皆さんは出していますよね、行革で返済を。ああいったのと整合性といいますか、ああいったものとの兼ね合いはどうですか。心配しているのは3億円近く充当しても辺地債は上がっていくんですよね。上がらないと思っていましたけど、どうですか。

○ 議長(宮平秀保)

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長(垣花 健)

お答えいたします。確かに現在座間味村は実質公債費比率が非常に高いということで、今公債費負担適正化計画に基づいて計画的に今その数字を削減しているところです。ただ一方で、必要なインフラ整備については、引き続き整備する必要も一方であると考えておりますので、今回ここに上げている事業については、必要最小限のものが上がってきているものと思います。さらに今宮里議員がおっしゃいましたように、これ

は辺地債の場合は地方交付税、普通交付税に80%元利償還金が補償されておりますので、2億9,000万円余りの4年間の計画の間に、それだけの辺地債の起債の予定があるんですが、このうち2億3,500万円は普通交付税で補てんされますので、極端に比率が上がるということはないと思いますし、さらにこれまで発行してきました過疎債、辺地債等の完了が次年度以降、どんどん進んでいきますので、25%の実質公債費比率のラインを超えないように、その事業の実施に当たっては、その辺は検討していきたいと思えます。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

一例としましては、例えば最初の座間味阿佐線改良海岸事業。これも辺地債では一般財源が充当できるということなんです。ですね。ここにありますよね。それでどうですか村長、これは平成22年から1億5,000万円と2億5,000万円とありましたけれども、これは可能ですか。この事業は、推進できますか。お願いします。どのような見通しですか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

お答えします。可能ですかという、今ですね辺地債、これは御承知のとおり、その計画に乗せていないとそのとき必要になって金を借りることはできないんです。それで先ほど担当課長から説明がありましたように、今のところ公債費比率で我々は適性化計画のもとにやりなさいという形になるかもしれませんが、可能であると先ほどお答えしました。それでもう一つは、先ほど答えた中で、事業実施に際して交付税の充当額が80%ということでしたけれども、実際は75%ではないですか。これまでは75%ではなかったですか。いつから80%になったんですか。交付税の充当率は。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長（垣花 健）

充当率は辺地債が80%、過疎債が70%です。辺地は以前から80%だったと記憶はしております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

わかりました。では下水道の特定環境保全、これも特定環境もですね村長、かれこれつくって10年超えますよね。私が担当したんですが、あのころは。確かに10年たったら、いわゆる維持管理の見直しということでありましたけれども、その辺の情報はどうなっていますか。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

今回は下水処理のための施設ということで、事業費を計上してありますけれども、総合整備計画書、座間味の欄のほうに下水道の状況が文書で書いてあるんですが、先ほど質問にあったとおり、座間味地区の下水処理場は平成9年に供用開始しております、11年が経過しております。やはり経年劣化がかなりありまして、いつとまるかわからないんです。いわゆる機器類というのは。そういうことですね、かなり処理場の機械類というのは高額なものですから、村の一般財源では対応が非常に厳しいということで、いつでも事

業に着手できる環境をつくるために、総合整備計画を今回提案していることと、それと平成20年度の下水道の予算の中に変更認可というのが議会の議決を得て今県のほうのチェックを受けて、今月で提出をする予定です。そういう事務的な処理を整えておいてですね、平成9年度で整備した2系統、今3系統あるんですが、3系統目は平成15年前後ぐらいですか、まだ新しいんですが、2系統はもう11年で経年劣化でかなり機器類が。これまでもマンホールポンプ場のポンプを取りかえたり、かなり修理を行ってきているんですが、ラインにかなり故障がありますので、これは補助を受けて実施をしたいということで、計画をつくって出しております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

わかりました。大変気になるのは、そろそろ11年ということですか。あの水道の管ですよ。道からきて屋内に入って、機械類。そろそろ動脈硬化を起こす可能性があるんですよ。例えば家庭から外に出ているのが。そういったことも含めてですね、そろそろ見直しの必要があると思うんです。そういう詰まりのものですら老朽化がきていませんか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

今の質問ですけれども、下水道管に油類が、いわゆる台所で使う天ぷら油等を流しますと、やはり下水道管に付着してですね、動脈硬化みたいな形が起こります。これまで実際に起こった事例が、この役場の河川沿いの管を30メートル取りかえたんですけれども、そのときに下水道管が動脈硬化状態で、ほんの5センチぐらいしかあいていなかったです。これは油類が原因です。これは河川工事のときに管が少し下がってしまったものですから、県のほうで全部取りかえてもらったんですけれども、集落内でそういうものが流れ込んでおそれには十分にあります。ただ、マンホールでチェックはできます。高速洗浄で水流を機械で高圧をかけて除去することはできますので、そういう方法で目詰まりがあった場合には対応したいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

そろそろ動脈硬化が出てくるんですよ。いろいろ油を使うとか、いろいろありましてですね、ですからこれは工事をして、いわゆる県とのヒアリングの場合にも、これは10年たったら見直されますよということで、私はまだ覚えていますよ、あなたも覚えていますよ。そういうことです。もう11年といたらそろそろこの管理の面で非常に心配されますよ。これは必ずきますよ。漁排とか農排はちょっとした整備はやりませけれども、これは何年ですか、5年ぐらい。ですから漁排は村の管理ですよ、今後は。しかし特定環境は10年後にはやりませと言ったのをお互いに聞いたじゃないですか。それを私は気になって質問しているわけです。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

総合整備計画の中で、電気通信に関する施設の中でですね、阿佐地区において平成23年7月末デジタル放送が難視聴地域になることが判明したために、地上デジタル放送に対応できる公共施設の整備が必要であるとありますが、阿嘉・慶留間・座間味・阿真のほうでも状況は一緒だと思うんです。はっきり言いまして、

いろいろ阿嘉・慶留間に関しては防災無線のデジタル化を図るだけになっているわけです。地上デジタル放送に対する施設の整備は、阿佐地区だけと限られているんですけども、これはどういうことからそういうことが計画されているのか、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長（垣花 健）

お答えいたします。難視聴地共同受信施設の阿佐地区の整備ということなんですけれども、御存じのように阿佐地区だけが共同アンテナが整備されておられません。昨年、電波の状況をNHKさんのほうで調査をしまして、座間味地区はもう整備が終わったんでしょうか。終わったと思います。阿嘉・慶留間についても万全ではないけれども、アンテナの位置を変えないといけないということは聞いております。金額のほうも大体の数字はつかんでおりますが、阿佐地区だけがゼロからアンテナを立て、電柱を立て、全部の有線を各家庭に引っ張るとなると、1,400万円程度のお金がかかるということで、これについては到底一般財源だけの対応は厳しいだろうということで今回、辺地債、辺地計画に阿佐地区のみを乗せたということになります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

どういう理由から阿佐地区に今まで共同アンテナがなかったのか、私は存じ上げませんが、確かに座間味でも、阿嘉・慶留間でも共同アンテナはあります。しかし、今回このデジタル化に関してかなりの金がいりますよね。これはみんな組合費方式で集めた金でやることになっているんです。今まで修理も何でもそうなんです、全部、組合費から出しているわけですよ。逆に今まで共同アンテナがなかったから村で全部やりましょうねとなるのか、それともある程度の個人負担があるのか、その辺もちょっと教えていただいでよろしいですか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長（垣花 健）

これにつきましては、当然自己負担は発生すると考えております。ただ金額につきましては、例えば座間味地区、終了している座間味地区の世帯の負担の金額とか、これから実施されるであろう阿嘉・慶留間地域の受益者の負担というのがどの程度になるかということを見極めながら、阿佐地区においても自己負担は発生するべきだと考えます。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これははっきり言いまして、この地上デジタル関係は総務省が行う事業でありますから、うちだけアナログを流してくださいとは言えませんけれども、そういうときに国の施策でこれはやるわけですから、そういうときに補助金なり、財政なりの引っ張り出しはできないんですか。どうしてもうちの負担で。どうしても受益者負担でやれということになるのか、これは国の施策でありますから、そういう方法がもし、交渉ができるのであれば皆さんのほうでも、方法はどのようながありますよと。だからこの共同アンテナに関しても、何千万円までは補助金が取れますよと。逆に総務省とけんかしてでもやるべき話ではないかなと。全部がこっちというか、負債を抱えてやる必要はない事業ではないかと思えます。その辺、交渉をする余地がある

のかどうか、お答えをお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長（垣花 健）

お答えいたします。確かにこれは総務省の難視聴解消という事業が、正式な名称はちょっと覚えておりませんが、そういう事業があるというのは既に調べておりまして、補助率等も制度上の調査はわかりますので、その辺を活用して今後整備していくかということは、やはり考えないといけないと思います。

補足して説明いたしますと、この事業費、平成22年度1,400万円のうちに933万3,000円という特定財源があるかと思うんですが、これは今お話しした総務省からの補助を計画して特定財源を充てております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ですから、ここは新しくつくるところですよ。既に今あるところは会費でやっていますので、かえなければ動かないわけです。見れないわけです。年寄りも普通に働いている人も、みんな同じように会費を出してやっていますので、デジタルはいらないから、うちのそのままのやつに映してくれということが言えないわけですから、かえないといけないわけです。私たちは向こうの施策によって、この既存の施設が使えないようになるので、これをかえるわけです。だからそれに対するある程度の補助を引っ張り出せないかということをおっしゃっているわけです。新しい施設だけではなくて既存の施設に対して、今はみんなが確かに金は集められると。できないことはないですよ、だけど向こうの施策でやるんだから、あなた方が半分は持ちなさいよぐらいは言えないかということなんです、私が言っているのは。そういうことですよ。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務・企画課長。

○ 総務・企画課長（垣花 健）

お答えいたします。阿嘉・慶留間地区においても同じような総務省の助成制度が使えないかということだと思っておりますが、それについては早速調査をして、そういう制度が活用できるのであれば阿佐地区と同じような形で行いたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

今の地デジのものに関してですが、阿佐地区が新規ということではありますが、実は座間味村全域、いわゆる座間味、阿嘉・慶留間がちょうどアンテナをやるときに、阿佐はNHKさんと相談してやったんですが、NHKにやれば受信料を払わなければいけないということで、うちは映るんだから、やることに反対という運動が起きて、いわゆる阿佐地区はポシャったという話を聞いていますので、これはいわば20年、30年たった後、自らまた種を行政にお願いしますというのはちょっと、私らとしては今までお金を会費として納めていた組合としては、やはり合点がいかないわけです。ですからこの辺はちゃんと組合を設立して、NHKに受信料も払うとか、会費を集めてその運営費で維持費を賄うとかですね、そういったものを徹底させないと、今までやっておられた組合をたまたみみますから。慶留間の場合は見積もりで大体50万円から60万円という、この1,400万円に比べたら本当に微々たる金額ですよ。今慶留間がNHKに見積もり出している金額は高くても60万円だろうと。それだったら早急にはできるのではないかと思いますので、検討を

よろしく申し上げます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 辺地に係る総合整備計画についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第10号 辺地に係る総合整備計画については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

日程第7. 同意第1号 座間味村教育委員の同意についてを議題とします。

同意第1号についての説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

同意第1号

座間味村教育委員の同意について

下記の者を座間味村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所	座間味村字阿嘉2番地
氏 名	金 城 哲 雄
生年月日	昭和31年6月25日

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案の理由

教育委員会委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

ひとつ、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

同意第1号 金城哲雄さん、この人は満期でということですよ。残任期間、要するに満了ということですよ。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号 座間味村教育委員の同意についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 座間味村教育委員の同意については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 同意第2号 座間味村教育委員の同意についてを議題とします。

同意第2号についての説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

同意第2号

座間味村教育委員の同意について

下記の者を座間味村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

記

住 所 座間味村字座間味31番地の3

氏 名 宮 里 芳 和
生年月日 昭和23年5月24日

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案の理由

教育委員会委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

ひとつ、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

地方自治法第117条の規定によって、1番 宮里順之議員の退場を求めます。

(退 場)

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

これから質疑を行います。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

同意第2号を持っているんですが、前回、金城博氏と宮平幸進という名前が挙がっておりました。そのときに私たちは地域バランスをとることと、あと御本人2人がどうしても地元に住所がないということから、私どもは同意をしなかった理由がありました。さっきお聞きいたしましたところ、これはバランス的には宮平幸進はオーケーなんです、最近彼は座間味のほうに住所がちゃんとあるということで私はお伺いしているんですが、ですがなぜその人の名前がここに出てこないで新しく違う人の名前が出てきているのか、その辺、ちょっと説明していただけませんか。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

前回の同意ということでの方の名前が出てきたんですけれども、一応教育委員会を通しまして当たって、いわゆる何というんでしょうか、承諾を求めたわけなんですけれども、以前にできませんと。特に地域バランスということで、前に同意が得られなかったというようなこともありまして、本人は余り同意ということには積極的でなかったと聞いております。そういうことで新しい人をと。地域バランスということで座間味地区からということと、それともう一つは、今お願いしている方は教育課長も務めて、非常に教育面では明るい方でありますので、そういうことで今皆さんに同意をお願いしているところであります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

では宮平さんは前回私どもの同意が得られなくて、なれなかったからということでへそを曲げられていると解釈してよろしいですか。

今の話になりますと、どうしても去年のその同意が得られなかった時点で、逆に同意が得られなかったらということで、今回は受けないということ。受けないということを経済委員会のほうにちゃんと申し入れはあったわけですよ、これは。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

積極的なそういう断り方ではなくてですね、先ほども申しましたように、いわゆる本人としては積極的に出るということではなかったと。それともう一つは、先ほど申しましたように、今お願いしている方がぜひ自分としてもそういう仕事をさせてもらいたいという申し出もあったようでございますので、そういったところからこの人選を選んだところであります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今回推薦されている方が役場のほかの嘱託というか、委託職務も請け負っているという話を聞いたんですけれども、それは本当のことでしょうか。どういう委託仕事をされているのか、その辺をちょっと教えていただいてよろしいですか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

嘱託ということでのいわゆる常勤、非常勤の常勤的というんでしょうか、そういう固定した仕事ではなくてですね、非常に土地行政にも非常に明るいので、たまに用地交渉とかそういったようなときに臨時的に、臨時の臨時的にお願いをして、いろいろと土地の交渉をしてもらっていることはあります。嘱託という、常に雇っているようなことはありません。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

わかりました。私の意見というよりは、座間味地区において家族といいますか、役場に多く関係者がいると。そういう中でまたさらにやっていいのかどうかという、地域の感情というものが私の耳に入ってきておりますので、どうかなという考えを私は持っているんです。本当に多くの人に、公平性がなくなってくるの

ではないかと。同じ人にどんどんいろんなものをさせるということ自体がどうかと思いますので、できれば再考してもらえないかなと思っておりますが、私の意見はそういうものです。ほかの皆さんがどう考えるかは、ちょっと休憩をとってもらって、話し合いをしたらいいかなと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号 座間味村教育委員の同意についてを採決します。

反対意見がありましたので、採決は挙手でを行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手少数）

挙手少数でありますので、よって同意第2号 座間味村教育委員の同意については否決されました。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

日程第9．諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

村長の説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 座間味村字阿嘉21番地
氏 名 垣 花 康 雄
生年月日 昭和20年2月10日生

平成21年3月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

今回どうして人権擁護委員を推薦しないといけないかと言いますと、前の議長で嘉手納正次郎さんであります。年齢が到達したということで、きょうの推薦となっております。年齢の制限に当たるということでございます。それできょう皆さんにお願いする垣花康雄さんは、現在民生委員を2期務めていることと、それから社会福祉協議会の理事長もお願いして、いわゆる地域の福祉関係に非常に明るい方であるということで、今度擁護委員を皆さんに推薦していただきたく、今年もここに推薦しているところでありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

お諮りします。本件はお手元にお配りした意見のとおり答申をしたいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、お手元にお配りした意見のとおり答申することに決定しました。

本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

散 会（午後2時45分）